

(公印省略)

観誘号外
令和5年6月28日

大分県内宿泊事業所代表者様

大分県商工観光労働部観光局
観光誘致促進室長 安田 幸

「新しいおおいた旅割第2弾」(全国旅行支援)の終期と一部期間延長等について(重要)

本県の観光行政の推進におきまして、平素よりご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

「新しいおおいた旅割第2弾」(全国旅行支援)の事業実施期間について、個人旅行分は、当初の予定どおり令和5年7月20日(木)までを終期とし、**団体旅行分は、令和5年9月30日(土)まで期間延長**することとしましたのでお知らせします。

つきましては、下記のとおり留意点がございますので、各事項を十分にご理解のうえ、事業を実施いただきますようお願いいたします。

記

(1) 実施期間について

個人旅行については、当初の期限どおり令和5年7月20日(木)で終了するため、宿泊事業者様へ配分させていただいた割引原資・クーポンについては、7月21日(金)以降は利用できませんのでご注意ください。

また、団体旅行については令和5年9月30日(土)まで期間延長を行うこととしますので、団体旅行に係る満喫クーポンは、引き続き宿泊事業者様において配布いただき、実績報告システム等により枚数のご報告をお願いします。

【変更前】

令和5年7月20日(木) 宿泊分(令和5年7月21日(金)チェックアウト分)まで

【変更後】

(個人旅行)
変更なし

(団体旅行)

令和5年9月30日(土) 宿泊分(令和5年10月1日(日)チェックアウト分)まで

※「団体旅行」は、旅行会社が造成した貸切バスを利用する旅行商品とし、宿への直接予約は対象外

※予算がなくなり次第終了

(2) 宿泊施設へ配分を行った割引原資について

①割引原資の調整について

7月20日(木)までの全国旅行支援に係る割引原資枠について、未使用分の効果的な活用のために調整が必要となります。

つきましては、**7月1日(土)時点で、実績報告システム等における執行率が60%以下の事業者様におかれましては、割引原資枠を執行残額の半額に減額させていただきます。**

ただし、6月までは利用実績が少なかったが、7月以降に新たな予約が見込まれる等、特別な理由がある事業者様におかれましては、**別紙によりご報告いただき**、状況が確認できましたら、割引原資枠の調整は行わないこととします。

なお、**令和5年7月5日(水)15:00までに特段のお申し出がない場合は、自動的に割引原資枠の調整を行うこととさせていただきますのでご留意願います。**

②割引原資枠の返還について

上記①の対象外となる事業者様において、既に配分済みの割引原資枠について不要が見込まれる場合は、原資枠の返還ができますので、**別紙により、返納可能な金額を令和5年7月5日(水)15:00までに**申告願います。

(3) 満喫クーポン配布実績の報告について

宿泊事業者様にお願いしている各種報告について、記載漏れや間違いが多く見受けられます。

つきましては、宿泊割引及びクーポンに係る実績等について、システム等によりご報告いただき、適切な執行、在庫管理等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、**OTA・旅行会社から予約・割引適用された宿泊者に対して配布したクーポンについても、配布枚数の報告を徹底**していただくようお願いいたします。

宿泊施設様から報告のあった宿泊割引やクーポン配布実績、クーポン加盟店における受領実績の確認を通じて疑義が生じた場合は、事業登録時に提出いただいている誓約書に基づき、事務局等において調査を実施することがありますので、ご了承ください。

上記に関して、**不適切な取り扱いがみられる場合は、登録の抹消や、割引の取消、返金請求などの措置を行うことがありますのでご留意願います。**

【お問い合わせ先】

制度概要に関する内容：大分県 商工観光労働部 観光誘促進室 TEL:097-506-2118

割引原資・申請手続き・マニュアル等に関する内容：「新しいおおいた旅割第2弾」事務局

TEL 0570-008-870 FAX 097-537-5051 E-mail :new-oita-2jtb.com

〒870-0026 大分市金池町2丁目1-16 GODO 大分駅前ビルディング 3階

本書面回答期日

7月5日(水)15:00 必着

ご返送先:「新しいおおいた旅割第2弾」事務局
〒870-0026 大分市金池町2丁目1-16 GODO 大分駅前ビルディング 3階
または FAX 番号:097-537-5051

① 7月1日(土)時点で割引原資の執行率が60%以下の事業者様

7月以降に予約の増加が見込まれる等の理由で、原資枠の減額を望まない場合は、FAX または郵送により本書面のご提出をお願いします。ご連絡のない場合は、割引原資額を執行残額の半額に減額させていただきますのでご了承ください。

記入日: _____ ID 番号: _____ 事業所名: _____

ご記入者名: _____ 事務局からの問合せ電話番号: _____

○減額を望まない場合、7月以降に予約の増加が見込まれる理由をご回答ください。

(_____)

② 割引原資の返還をご希望の事業者様

既に配分済みの割引原資枠について、不要が見込まれる事業者様におかれましては、申告による原資枠返還についてご協力をお願いいたします。

※上記設問①において回答いただいた場合、返還を希望しない場合は、以下の項目への回答は不要です。

記入日: _____ ID 番号: _____ 事業所名: _____

ご記入者名: _____ 事務局からの問合せ電話番号: _____

割引原資枠 ￥ _____

現在の割引原資残額 ￥ _____ のうち ￥ _____ を返還します

ご回答いただきありがとうございました。